

自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、福島市内の勤務先に、定年退職後、平成23年3月末までの有期契約で再雇用されていたが、原発事故に伴い同年3月下旬に解雇された申立人について、原発事故がなければ雇用契約が更新されていた可能性が高かったことを考慮し、平成25年6月1日以降の就労不能損害の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	就労不能
(期 間)	
自	平成25年6月1日
至	平成25年11月30日)

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金1,205,445円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月8日

(仲介委員 坂本正幸)